

大和市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

大和市自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和41年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、かつ、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書を提示し」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 申請者は、前項の申請を行うときは、許可を受けようとする自動車に係る自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条第1項の自動車損害賠償責任保険証明書又は同法第9条の4の自動車損害賠償責任共済証明書（この項において「証明書」という。）の原本及び法第58条第1項の自動車検査証その他当該自動車と証明書記載の自動車の同一性が確認できる書類（写しを含む。）を提示しなければならない。

第3条中「自動車臨時運行許可証」を「法第35条第4項の臨時運行許可証」に、「自動車臨時運行許可番号標」を「、同項の臨時運行許可番号標」に改める。

第6条中「自動車臨時運行許可証・番号標亡失（き損）届」を「自動車臨時運行許可証・番号標亡失（毀損）届」に改める。

第7条中「紛失した」を「亡失した」に改め、「とき」の次に「、又は第3条の規定による臨時運行の許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収することができないと認めるとき」を加え、「届出の日から」を削り、「ともに」の次に「、」を加える。

第8条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第11条に見出しとして「（様式）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第2号様式の項中「自動車臨時運行許可証・番号標亡失（き損）届」を「自動車臨時運行許可証・番号標亡失（毀損）届」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。